

○静岡県警察業務継続計画の制定について

(平成 26 年 1 月 24 日例規第 6 号)

この度、大規模災害発生時における業務の継続について、別添のとおり「静岡県警察業務継続計画」を制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

静岡県警察業務継続計画

第 1 章 総則

第 1 趣旨

この計画は、静岡県内で東海地震等の大規模災害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）において、県警察が職員の被災、ライフラインの途絶その他の業務阻害要因に適切に対処しつつ、業務を継続するために必要な事項を定めるものとする。

第 2 実施方針

- 1 所属長は、この計画の実施に当たり相互の連絡を密にし、また、関東管区警察局静岡県情報通信部（以下「情報通信部」という。）その他関係機関と連携を図り、業務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。
- 2 この計画の実施状況については、時機を失することなく警察庁、関東管区警察局及び公安委員会に報告するものとする。
- 3 この計画を実態に即したものとするよう常に評価、検証等を加え、必要があると認めるときはこの計画を修正するものとする。

第 2 章 県本部業務継続計画

第 3 体制

1 業務継続実施責任者

- (1) 県本部所属に業務継続実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、所属長をもって充てる。
- (2) 実施責任者は、この章の規定に基づき、大規模災害発生時における業務の継続を推進するものとする。

2 業務継続実施副責任者

- (1) 県本部所属に業務継続実施副責任者（以下「実施副責任者」という。）を置き、次席等をもって充てる。
- (2) 実施副責任者は、実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

3 業務継続実施補助者

実施責任者は、所属職員の中から業務の継続を補助する者を指定することができる。

第 4 被害想定等

1 被害想定

この章の計画は、静岡県地域防災計画に定める被害想定に基づくものとする。

2 庁舎の状況

- (1) 大規模災害発生時、ライフラインが途絶した場合における警察本部庁舎（県庁別館における県本部庁舎をいう。以下同じ。）の機能の状況については、次表のとおり想定するものとする。

機 能	状 況
電 力	外部からの電力供給が復旧するまでの間（3日間程度）、非常用自家発電機により次に掲げる運用が可能である。 (1) 照明 通常時の約25パーセントの点灯 (2) 電源 非常用電源コンセントのみ使用可能 (3) エレベーター 2基のみ稼働
通 信	1 警察無線にあつては非常用自家発電機による電力供給により、警察電話にあつては通信規制を行うことにより運用が可能となる。 2 加入電話及び携帯電話については、事業者による復旧が完了するまでの間（1週間程度）、輻輳（ふくそう）等によりつながりにくい状態である。
上 水 道	事業者による復旧が完了するまでの間（3日間程度）、非常用電源による地下水のくみ上げにより使用が可能である。 なお、飲料水用貯水タンクにあつては44立方メートル、トイレ用貯水タンクにあつては115立方メートルを貯留している。
下 水 道	庁舎内の排水設備及び公共下水道の点検が完了するまでの間（3日間程度）は使用できないため、簡易・仮設トイレを利用する。

- (2) 警察本部庁舎以外の県本部庁舎を管理している実施責任者は、前記(1)の規定に準じて当該庁舎の機能の状況を想定しておくものとする。

第5 非常時優先業務

1 業務影響分析の実施

県本部において大規模災害発生時に個々の業務が2週間程度停止した場合を想定し、県民生活等に与える社会的影響を評価する分析（以下「業務影響分析」という。）を次表の基準により行う。

影響の重大性		業務が停止することに伴い生じる影響の程度
レベル1	軽微	社会的影響が僅かにとどまる（ほとんどの人は全く影響を意識しない又は意識しても許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル2	小さい	若干の社会的影響が発生する（大部分の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル3	中程度	社会的影響が発生する（社会的な批判が一部で生じるが、過半数の人は許容可能な範囲であると理解する。）。
レベル4	大きい	相当な社会的影響が発生する（社会的な批判が発生し、過半数の人は許容可能な範囲外であると考える。）。
レベル5	甚大	甚大な社会的影響が発生する（大規模な社会的批判が発生し、大部分の人は許容可能な範囲外であると考える。）。

2 業務の分類

前記1の業務影響分析の結果により、業務を次表のとおり分類する。

業務影響分析結果	業務の分類	内 容
レベル1 レベル2	その他の通常業務	下記以外の通常業務
レベル3 レベル4	継続の必要性の高い通常業務	職員の被災、ライフラインの途絶等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して実施する必要性の高い通常業務
レベル5	災害応急対策業務	大規模災害発生時に警察が執るべき業務であって、大規模災害に伴い発生するもの、業務量が増加するもの及び緊急に対応する必要性が生じるもの

3 非常時優先業務の特定

県本部所属において大規模災害発生時に優先すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）は、前記2の規定により継続の必要性の高い通常業務及び災害応急対策業務に分類したものとし、県本部所属における非常時優先業務一覧表（別表第1）のとおりとする。

4 情報通信部の業務の選定

情報通信部の業務について、前記1から3までの規定を準用して非常時優先業務を選定するものとし、関東管区警察局静岡県情報通信部長（以下「情報通信部長」という。）と当該選定した非常時優先業務の実施について調整するものとする。

なお、情報通信部の非常時優先業務については、情報通信部における非常時優先業務一覧表（別表第2）のとおりとする。

第6 平素の措置

1 人員の把握等

実施責任者は、職員の一部又は大半が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくものとする。また、専門的知識を有する職員が必要となる非常時優先業務については、担当職員の代替となる者をあらかじめ指定しておくものとする。

2 職場環境の整備

実施責任者は、書棚、キャビネット、ロッカー等の転倒及び落下を防止するための措置を講じ、並びに文書等の散逸防止を図るため、施錠に努めるものとする。また、非常時優先業務の実施に必要な機器を非常用電源コンセントに接続しておくものとする。

3 備蓄等

- (1) 県本部会計課長は、大規模災害発生時において食料、事務用物資等が入手困難となった場合に備え、これらの適切な備蓄及び管理を図るものとする。
 - (2) 実施責任者は、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。
- 4 代替施設の確保等
- (1) 実施責任者は、大規模災害発生時において県本部庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、機能を移転し得る代替施設の確保に努めるものとする。
 - (2) 実施責任者は、代替施設までの移動手段について検討し、職員に周知しておくものとする。
- 5 情報通信の確保等
- (1) 関係所属長は、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を確保するため、情報通信部長と連携して耐災害性の高い警察通信施設及び警察情報システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に行うものとする。
 - (2) 関係所属長は、大規模災害発生時において警察通信施設及び警察情報システムに障害が発生した場合に備え、情報通信部長、関係事業者等との障害対応体制を確保するものとする。
- 6 通信指令システム等の維持
- (1) 県本部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）は、大規模災害発生時に緊急通報及び無線通話が急増することを想定し、緊急通報の受理、指令並びに内容の記録、集約及び精査を行う要員をあらかじめ指定するなど緊急時の体制を確保するものとする。
 - (2) 通信指令課長は、大規模災害発生時において通信指令システムに障害が発生した場合に備え、関係事業者等との障害対応体制を確保するものとする。
- 7 教養等の実施
- (1) 県本部緊急事態対策課長（以下「緊急事態対策課長」という。）は、職員に対し、この計画に関する教養、訓練等（以下「教養等」という。）を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。
 - (2) 緊急事態対策課長は、教養等の実施結果を検証し、当該検証の結果を以後の教養等に反映させるものとする。

第7 大規模災害発生時の措置

1 業務継続のための体制の確立

(1) 招集及び参集

職員の招集及び参集については、緊急事態における静岡県警察の対策本部等の設置に関する要綱の制定について（平成19年例規災第7号。以下「要綱」という。）第12の規定により行い、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

(2) 安否の確認

実施責任者は、職員及びその家族の安否について静岡県警察総合支援メールシステム等により確認し、災害警備本部（要綱第2の規定により設置する災害警備本部をいう。以下同じ。）に報告するものとする。

2 庁舎機能の確保等

(1) 庁舎の機能確保

ア 実施責任者は、庁舎の破損の有無を確認し、破損があった場合には県本部施設課長（以下「施設課長」という。）に通報するものとする。

イ 施設課長は、業務を継続するために必要な庁舎の利用制限を行うとともに、庁舎の機能維持に必要な各設備の保守点検を行うものとする。

ウ 実施責任者は、非常用自家発電機による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

(2) 代替施設への移転

ア 実施責任者は、非常時優先業務を実施するに当たり、庁舎の安全が確保されていない場合又は庁舎を使用することが適当でないと認める場合は、速やかに代替施設に移転するものとする。

イ 警察本部庁舎以外の県本部庁舎を管理する実施責任者は、前記アの規定により代替施設に移転したときは、災害警備本部に速報するとともに関係部課長等と調整の上、業務を実施するものとする。

3 負傷者等への対応

(1) 負傷者の救護

実施責任者は、負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護措置を行うとともに、医療機関に搬送するものとする。

(2) 来庁者への対応

ア 実施責任者は、来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めたときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲において、一時待機させるものとする。

イ 実施責任者は、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、災害警備本部と調整の下、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入施設に案内し、又は誘導するものとする。

(3) 帰宅が困難となった職員への対応

実施責任者は、交通機関の途絶等により帰宅困難となった職員の一時待機場所を確保するものとする。

4 業務の実施方針

- (1) 実施責任者は、非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は積極的に休止し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内で実施するものとする。
- (2) 実施責任者は、被害の拡大状況、非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性を最大限確保するよう努めるものとする。
- (3) 実施責任者は、ライフラインの復旧などにより、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、その他の通常業務を順次再開するものとする。
- (4) 実施責任者は、長時間労働による過労及び精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。

第3章 署業務継続計画

第8 署業務継続計画の策定と報告

署長は、前章の規定に基づき、署における業務継続計画（以下「署業務継続計画」という。）を策定し、緊急事態対策課長を経由して本部長に報告するものとする。

なお、署業務継続計画を修正した場合にあっても同様に報告するものとする。

別表第1(第5の3関係)

県本部所属における非常時優先業務一覧表

1 総務部

分類	業務内容
災害応急対策業務	警察庁、管区警察局、関係都道府県警察その他関係機関との連絡調整に関する事。
	本部長指示及び災害警備本部会議の伝達に関する事。
	公安委員会の補佐に関する事。
	災害広報の実施及び災害記録室の運用に関する事。
	報道対応に関する事。
	装備資機材及び車両の運用に関する事。
	部隊の給食及び宿舎の確保に関する事。
継続の必要性の高い通常業務	被留置者の避難対策、移送及び処遇に関する事。
	警察有線通信の運用に関する事。
	会計（契約・支出）に関する事。
	遺失物等の取扱いに関する事。
	警察施設の維持管理に関する事。
留置管理に関する事。	

2 警務部

分類	業務内容
災害応急対策業務	警察庁、管区警察局、関係都道府県警察その他関係機関との連絡調整に関する事。
	当直体制の確認・確保（勤務制度及び勤務体制の確保）に関する事。
	訟務対策、公務災害（職員及びその家族）及び人事調査隊の配置運用に関する事。
	個人被ばく線量の管理及び部隊用医薬品等の調達に関する事。
	外国人相談コーナーの設置及び運営並びに通訳人の派遣に関する事。
	災害総合相談所の設置及び運営に関する事。
継続の必要性の高い通常業務	職員の人事及び定員に関する事。
	給与に関する事。
	退職手当に関する事。
	災害補償に関する事。
	組織運営に関する事。
	職員の健康管理に関する事。
	通訳業務（事件関係）に関する事。
	監察業務（非違事案の調査、処分等に限る。）に関する事。

	個人情報の保護及び情報公開（情報の保護・管理）に関すること。
	文書管理に関すること。
	相談・苦情業務に関すること。
	事件事故に係る犯罪被害者支援、犯罪被害者等給付金等に関すること。
	警察情報管理システムの運用に関すること。

3 生活安全部

分類	業務内容
災害応急対策業務	警察庁、管区警察局、関係都道府県警察その他関係機関との連絡調整に関すること。
	行方不明者（災害に起因する者に限る。）の発見活動に関すること。
	地域安全情報の収集及び報告に関すること。
	銃砲及び火薬類対策、危険物対策並びに要保護者対策の実施並びに許認可（災害関係）に関すること。
	一般社団法人静岡県警備業協会との連携及びボランティアへの支援要請に関すること。
継続の必要性の高い通常業務	犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
	酩酊（めいてい）者、行方不明者、迷子その他応急の救護を要する者（災害に起因する者を除く。）の保護に関すること。
	ストーカー行為等の規制等に関すること。
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。
	生活安全相談に関すること。
	児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の防止並びに被害少年の保護に関すること。
	少年犯罪の捜査及び少年の非行防止に関すること。
	少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
	重大サイバー犯罪に関すること。
	インターネット上の違法情報及び有害情報に関すること。
	生活安全関連法令違反事犯の取締りに関すること。
	債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）の規定に基づく意見の陳述等（暴力団対策関係を除く。）に関すること。
	核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬に関すること。
	火薬類の運搬及び取締りに関すること。
	銃砲刀剣類の取締りに関すること。
許認可（災害以外）に関すること。	

4 地域部

分 類	業 務 内 容
災害応急対策業務	警察庁、管区警察局、関係都道府県警察その他関係機関との連絡調整に関する事。
	地域安全情報の収集及び報告並びに地域安全対策隊の配置運用に関する事。
	災害 110 番の受理及び指令並びに無線機の配分及び運用に関する事。
	通信指令に関する事。
	警察無線通信の運用に関する事。
継続の必要性の高い通常業務	警察用船舶の運用に関する事。
	雑踏警備に関する事。
	地域安全対策に関する事。
	緊急配備に関する事。
	広域機動警ら等の実施に関する事。
	鉄道施設における警ら等の実施に関する事。

5 刑事部

分 類	業 務 内 容
災害応急対策業務	警察庁、管区警察局、関係都道府県警察その他関係機関との連絡調整に関する事。
	変死者の検視等、検視隊及び遺族対策隊の配置運用並びに一般社団法人静岡県医師会等との連絡調整に関する事。
	身元不明遺体に係る身元を明らかにするための措置及び身元確認隊の配置運用に関する事。
	災害に便乗した犯罪及び被災地における犯罪の取締り及び防止に関する事。
継続の必要性の高い通常業務	手配及び他の都道府県警察との捜査共助に関する事。
	重要犯罪捜査に関する事。
	振り込め詐欺等の知能犯罪捜査に関する事。
	重要窃盗犯捜査に関する事。
	現場鑑識活動に関する事。
	法科学の鑑定及び研究に関する事。
	組織犯罪対策に関する事。
	暴力団対策に関する事。
	薬物・銃器事犯の取締りに関する事。
	国際組織犯罪の捜査に関する事。
	その他の犯罪捜査に関する事。
捜査支援に関する事。	

6 交通部

分 類	業 務 内 容
災害応急対策	警察庁、管区警察局、関係都道府県警察その他関係機関との連絡調

業務	整に関する事
	交通部隊の配置運用計画の策定に関する事
	交通事故事件の捜査の指揮に関する事
	交通規制（災害関係）の実施に関する事
	交通情報に関する事
継続の必要性の高い通常業務	運転免許証の再交付に関する事
	交通関係機関・団体との連絡調整に関する事
	許認可に関する事
	ひき逃げ事故その他特異事故及び交通法令違反事件の捜査並びに交通鑑識に関する事
	交通規制（災害以外）に関する事
	交通安全施設の維持管理に関する事
	運転免許証作成、運転免許試験及び運転免許関係相談に関する事
高速道路等における交通事故事件及び交通規制に関する事	

7 警備部

分類	業務内容
災害応急対策業務	警察庁、管区警察局、関係都道府県警察その他関係機関との連絡調整に関する事
	災害警備本部の設置運営に関する事
	災害警備本部各班及び署災害警備本部の一元的指揮に関する事
	警察庁広報室との連絡調整及び災害広報の実施に関する事
	県災害対策本部その他の機関との連絡調整に関する事
	警備部隊の編成及び運用に関する事
	原子力発電所の被害情報の収集に関する事
	公安委員会への報告及び連絡に関する事
	派遣部隊の受援に関する事
	警衛・警護警備の実施に関する事
	被災者情報及び治安情報の収集並びに被害及び避難状況の調査報告に関する事
	災害警備情報集計表の作成等に関する事
航空隊の配置運用及び応援航空機等の受援に関する事	
継続の必要性の高い通常業務	警備犯罪の取締りに関する事
	警備情報の収集、整理等に関する事
	核燃料物質、特定物質及び特定病原体等の防護に関する事

8 浜松市警察部

分類	業務内容
災害応急対策業務	浜松市との連絡調整（災害関係）に関する事
	県本部及び担当警察署との連絡調整（災害関係）に関する事

別表第2(第5の4関係)

情報通信部における非常時優先業務一覧表

分 類	業 務 内 容
災害応急対策業務	警察庁、管区警察局、関係都道府県警察及び非常通信機関との連絡調整に関すること。
	通信の確保、保全及び復旧、臨時通信機器の設置等の応急措置に関すること。
	被災状況等に関する映像伝送に関すること。
	被災者特定に資する情報関連機器等の解析に関すること。
	警察情報システムの機能の確保に関すること。
	災害応急用通信物品に関すること。
	通信職員の応援要請に関すること。
継続の必要性の高い通常業務	機動警察通信隊の運用及び初動警察通信活動に関すること。
	警察通信施設の重大な障害への対応に関すること。
	通信調整官業務に関すること。
	物品修繕処理、物品損傷・亡失手続等国有財産の管理に関すること。
	会計（予算等）に関すること。
	警衛、警護、警備実施等に関する通信運用の実施に関すること。
	回線申請、回線支払、電波申請等に関すること。
契約中の施設に関すること。	
捜査等における技術支援に関すること。	